

物 件 調 書

○物件調書は、申込み希望者が、物件の概要を把握し、現地を確認するための参考資料です。

○物件調書は、本物件の全てを説明したものではありません。物件及び物件に存在する工作物や定着物、越境物等のすべてを現状有姿で譲渡しますので、申込みの前に、現地の現況及び諸規制等については、必ずご自身で十分な調査、確認等を行ってください。

○この物件調書及び申込者に配布する資料について、現地の現況及び諸規制等が異なる場合には、現況が優先されます。

物 件 調 査 書

土地の所在地		地 目	面 積(m ²)		摘 要
市・大字・字	地 番	現況	公 簿	実測合計	
鳥取市用瀬町用瀬字上屋敷下夕側	465番9	宅地	250.43	250.43	
計			250.43	250.43	
交通機関		JR因美線用瀬駅まで道路距離で約800m			
接面道路の状況		幅員約13mの両側歩道舗装国道53号に接面			
法令に基づく 主な制限等	都市計画区域		都市計画区域外		
	用途地域		用途地域外		
	建ぺい率		-		
	容積率		-		
	防火指定		-		
	その他の主な規制		-		
供給処理施設 の概要	電 気		接続可		
	水 道		前面道路配管あり。敷地に引き込みあり。		
	下水道		公共下水道。前面道路配管あり。敷地に公共汚水樹あり。取付管あり。		
	都市ガス		なし		
特記事項	<p>1. 供給処理施設の利用・接続等については管理者とご協議ください。利用・接続等に際して発生する費用については買受人の負担となります。</p> <p>2. 土壌汚染調査・地下埋設物調査・地盤調査等は行っておりません。</p> <p>3. 当該物件内に工作物（柵、コンクリートブロック等）等が存在します。現況有姿での引き渡しとなりますので、物件内の工作物や定着物、残置動産、地下埋設物等の撤去・移設・修繕等が必要な場合は、すべて買受人の責任と費用負担において対応してください。</p> <p>4. 当該物件の東北側にある樹（雨水用と思われる）の一部が隣接地（用瀬町用瀬464-9）に越境しており、埋設管の一部についても同様に越境している可能性があります。また、当該物件の東南側にある石積み擁壁の一部が隣接地（用瀬町用瀬464-6）に越境している可能性があります。また、隣接地（用瀬町用瀬465-6）の東南側にあるフェンスの一部が当該物件内に越境している可能性があります。</p> <p>その他にも、当該物件及び隣接地に越境物がある場合がありますが、これら越境物の調整等については、買受人が隣地所有者と協議を行い、自らの責任において解決するものとし、市は協議・調整・費用負担等について対応しません。</p> <p>5. 当該物件内（前面道路付近）に中国電力株式会社所有の電柱が存在します。取扱い等については、買受人が中国電力株式会社と協議してください。</p> <p>6. 建築及び開発行為など、当該物件の利用にあたっては都市計画法、建築基準法その他関係法令及び鳥取市の定める基準等を遵守する必要がありますので、必要な事項についてあらかじめ関係部署と協議して、納得されたうえでお申込みください。</p>				